原判決を破棄する。

被告人を罰金三、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金三〇〇円を一日に換算した 期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用中原審証人A、同B、同C、同D、同E、原審ならびに当審証 人Fに支給した分は被告人の負担とする。

本件公訴事実中第二の(ロ)の公衆浴場法第二条第一項違反の点につき 被告人は無罪。

田

本件控訴趣意は、検察官井川正夫および弁護人森田重次郎各名義の控訴趣意書記 載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意に対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

検察官の控訴趣意について、 本件公訴事実第一は、「被告人は、昭和三二年四月ころ、所定の確認申請書を所 轄建築主事に提出することなくその確認を受けないで、上北郡 a 町字 b 番地の c 号 に約二八八平方米の公衆浴場建築物を建築した」というのである。G、HおよびI の各司法警察員に対する供述調書、原審第三回公判調書中証人Aおよび同Fの各供 述記載、原審第六回公判調書中証人」の供述記載、青森県知事K作成の捜査関係事 項について(回答)と題する書面、被告人の検察官に対する供述調書によると、被告人は、昭和三一年一〇月二七日所轄建築主事に対し建築基準法第六条第一項に基 く公衆浴場建築物の確認申請書を提出したが、同年一一月一〇日右建築主事から公衆浴場法第二条第三項の委任に基き公衆浴場の設置場所の配置基準(既設の公衆浴 場との距離的関係による制限)を定めた公衆浴場法施行条例(昭和二五年一二月青森県条例第七七号)第二条第二号の規定に適合しない旨の通知を受け、結局公衆浴 場建築物の確認を受けることができなかつたにかかわらず、昭和三二年四月ころか ら同年七月ころまでの間に青森県上北郡a町字b番地のc号に約二八八平方米の公 衆浴場建築物を建築し九事実が認められる。原判決は、要約すると、「公衆浴場は国民多数の利用という点からはむしろ多数並存することが望ましい。濫立につて生ずるおそれのある、浴場経営の困難に基く衛生設備の低下等の公共の福祉上好ましており影響は、 くない影響は、既存の法令の範囲内で容易に行いうる行政庁の衛生監視、営業許可 の取消処分等によつて防止することができる。以上の観点からすれば、国家が公衆 浴場の配置について規制すべき特別の理由がないから、既設浴場業者に一種の地域 的独占的特権を認めた公衆浴場法第二条第二項本文後段第三項同法施行条例第二条 第二号の規定は、公共の福祉に反する場合でないのに職業選択の自由を違法に制限 するもので、憲法第二二条第一項に違反する。したがつて、本件において建築主事が右違憲の法条、条例に基いて被告人の公衆浴場建築物の確認申請に対し確認を拒 否したのは違法の処分であつて、被告人を責むべきなんらの理由もない」として、右公訟事実につき無罪の言渡をした。

憲法第二二条第一項は、職業選択の自由を無制限の権利として保障しているので はない。公共の福祉の要請があるかぎり、その自由を制限することが許容されるこ とは、明文上明らかである。ことに公衆浴場は、私企業であるとはいえ、公共性を帯びた保健衛生施設である。公衆浴場設置に関する公共の福祉のための制約の必要性は、その企業の性格自体に内在するものということができる。昭和三〇年一月二六日の最高裁判所大法廷の判決は、すでに公衆浴場法第二条第一項違反被告事件に つき「公衆浴場は、多数の国民の日常生活に必要欠くべからざる、多分に公共性を 伴う厚生施設である。そして、もしその設立を業者の自由に委せて、なんらその偏 在および濫立を防止する等その配置の適正を保つために必要な措置が講ぜられない ときは、その偏在により、多数の国民が日常容易に公衆浴場を利用しようとする場 合に不便を来たすおそれなきを保しがたく、また、その濫立により、浴場経営に無用の競争を生じ、その経営を経済的に不合理ならしめ、ひいて浴場の衛生設備の低下等好ましからざる影響を来たすおそれなきを保しがたい。このようなことは、上記公衆浴場の性質に鑑み、国民保健および環境衛生の上から、できるかぎり防止する。 ることが望ましいことであり、したがつて、公衆浴場の設置場所が配置の適正を欠き、その偏在ないし濫立を来たすにいたるがごときことは、公正の福祉に反するも のであつて、この理由により公衆浴場の経営の許可を与えないことができる旨の規 定を設けることは、憲法第二二条に違反するものとは認められない」として公衆浴 場法第二条第二項本文後段の規定が右憲法の規定に違法反しない旨を明示し、公衆

に足りる証拠は存在しない。 ところでて、問題は、組合組織による浴場(以下組合浴場と称する)が公衆浴場 法にいわゆる公衆浴場にあたるかの点である。原判決は、経営の実態より考察する と、組合浴場も保健衛生の観点から同法の規制を受けるものと解すべきであり、 たがつて、本件における公衆浴場、組合浴場の経営の全体が包括的に同法第二条 一項違反の罪を構成するとの見解のもとに、罪となるべき事実として、「被告人 は、青森県知事の許可を受けないで、昭和三三年二月二九日から同年一二月二四日 は、青森県上北郡 a 町字 b 番地の c 号にみずから設備した浴場において、所定の入 当まで青森県上北郡 a 町字 b 番地の c 号にみずから設備した浴場において、 と判示 し、以上の所為を同法第八条第一号の罰則により処断したが、論旨は、組合浴場に し、以上の所為を同法第八条第一号の罰則により処断したが、論目は、組合浴場第二 同法にいわゆる公衆浴場にはあたらないから、本件組合浴場経営の部分は同法第二 条第一項違反の罪を構成しないと主張するのである。

条第一項違反の罪を構成しないと主張するのである。 〈要旨〉公衆浴場法第一条第一項は、「この法律で公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入</要旨〉浴させる施設をいう」と定義している。公衆とは、法律上の慣用語としては不特定多数人を指すものと解すべきである。多数人であつても、それが特定している場合には、公衆ではない。したがつて、特定の組合に加入している組合員の全体は、多数であつても、特定しているから、公衆ではないといわなければならない。任意の加入、脱退が許される組合の場合には、組合員に異動を生ずることがありうる。しかし、かような組合の場合でも、その存続中のいかなる時点においても組合員は全体として特定しているのであつて、組合員

よつて、刑事訴訟法第三九七条第三八〇条により原判決を破棄し、同法第四〇〇 条但書により当裁判所は次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は、

第一、 建築基準法第六条第一項の規定による所轄建築主事の確認を受けないで、昭和三二年四月ころから同年七月ころまでの間青森県上北郡 a 町字 b 番地の c 号に約二八八平方人の公衆浴場建築物を建築し、

第二、 青森県知事の許可を受けないで、昭和三三年二月二九日ころから同年九月一七日ころまでの間引き続き右浴場において、中学年以上一五円、小学生以上中学生未満一〇円、小学生未満五円の料金を徴して一般公衆多数を入浴させ、業として公衆浴場を経営し

たものである。 (証拠の標目)

判示第一の事実につき

- 一、 G、HおよびIの各司法警察員に対する供述調書
- 一、 原審第三回公判調書中証人Aおよび同Fの各供述記載
- 一、 原審第六回公判調書中証人 J の供述記載
- 一、 当審第二回公判調書中証人Aおよび同Fの各供述記載
- 一、 青森県知事K作成の捜査関係事項について(回答)と題する書面
- -、 被告人の検察官に対する供述調書

判示第二の事実につき

- ー、 原審証人Cに対する尋問調書
- 一、 当審第二回公判調書中証人Fの供述記載
- 一、Qほか二二名の各答申書(記録八七丁ないし一〇九丁)
- 一、 青森県知事K作成の捜査関係事項について(回答)と題する書面
- 一、 原審検証調書
- 一、 被告人の検察官に対する供述調書

(法令の適用)

被告人の判示所為中第一は建築基準法第六条第一項第九九条第一項第二号罰金等臨時措置法第二条第一項に、第二は公衆浴場法第二条第一項第八条第一号罰金等臨時措置法第二条第一項に該当するから、後者につき所定刑中罰金刑を選択し、以上は刑法第四五条前段の併合罪であるから、同法第四八条第二項により各罪につき定めた罰金の合算額以下において被告人を罰金三、〇〇〇円に処し、右罰金を完納することができないときは、同法第一八条により金三〇〇円を一日に換算した期間被

告人を労役場に留置し、訴訟費用については刑事訴訟法第一八一条第一項本文により主文第四項掲記のとおりその負担を定めることとする。 本件公訴事実中第二の(ロ)の「被告人がLほか六名と共謀のうえ、a町衛生浴

場協同組合を組織し、青森県知事の許可を受けないで、昭和三三年九月二四日ころから現在まで約一〇〇回にわたり、右浴場で、一一才以上一〇円、一一才以下五円 で組合員多数に入浴させ、もつて公衆浴場を経営した」との点は、前段説示のとおり罪とならず、かつ判示第二の公衆浴場経営と意思の継続が認められないから、刑事訴訟法第三三六条により右の点につき無罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 細野幸雄 裁判官 有路不二男 裁判官 杉本正雄)